

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、事務員として就労していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月頃から10年以上にわたり、上司であるC総務課長からセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）を受け続けたことから、耳鳴や不眠の症状が続いていたところ、意欲の低下、不安感、動悸、息苦しさ、発汗などの症状も出現するようになったため、平成〇年〇月〇日、Dクリニックを受診し、「うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断されたという。

なお、請求人は、同年〇月〇日、会社専務取締役Eにセクハラ的事实を訴えたところ、C課長からセクハラを受けることはなくなったものの、詳しい事実調査も行われず、また、C課長が処分を受けることもなく、状況はほとんど改善されなかったという。

- 3 請求人は、平成〇年〇月〇日、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、同年〇月〇日から同月〇日までの休業補償給付（以下「本件休業補償給付」という。）を請求したが、他方で、同年〇月〇日、会社を相手方として損害賠償を求める労働審判（以下「本件労働審判」という。）を地方裁判所に申し立てたところ、利害関係人としてC課長を参加させた上で、平成〇年〇月〇日、調停が成立し（以下「本件調停」といい、同調停による調停調書を「本件調停調書」という。）、本件労働審判は終了した。

本件調停調書によると、請求人に対し、会社は「解決金」として〇万円（以下「本件解決金」という。）、C課長は慰謝料として〇万円をそれぞれ支払う義務があるとし、請求人と会社との間及び請求人とC課長との間には、本件解決金及び慰謝料の支払等のほか、何らの債権債務もないことを確認するとしている（以下「本件調停条項」という。）。

- 4 本件は、監督署長が、本件疾病が業務上の事由によるものかどうかを判断することなく、本件調停の成立により請求人は労災保険の請求を放棄したものであるとして、本件休業補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁
（略）

第4 争点

本件調停が真意に出た（真正に成立した）ものと認められ、本件調停の内容が本件休業補償給付相当分を含むものと認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

- 1 当審査会の事実認定
（略）
- 2 判断の要件
（略）
- 3 当審査会の判断

(1) 監督署長は、請求人と会社及びC課長との間で成立した本件調停調書には、「申立人は、その余の申立てに係る請求を放棄する。」、「本件調停事項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。」と記載され

ていることから、請求人は労災保険の請求も除外することなく、一切の請求権を放棄したものであると判断している。これに対して、請求人は、要旨、本件調停において、会社及びC課長から請求人に支払われる金員は、「本件解決金」及び「慰謝料」と明確に書き分けられており、保険給付の費目と損害賠償の費目とが同一事由とはいえず、同金員は労災保険では填補されない慰謝料等を受領したにすぎないものであると主張する。

(2) 被災労働者が加害第三者より受領した損害賠償金と労災保険給付との関係について、最高裁判所第三小法廷昭和38年6月4日判決は、要旨、労災保険給付は、被災労働者が被った損害を補償することが目的であり、被災労働者が当該第三者の自己に対する損害賠償債務の全部又は一部を免除した場合には、政府は、その限度において保険給付をする責めを免れるものであるとしている。

(3) 当審査会では、本件調停において、会社及びC課長から支払われる金員の性格について、上記最高裁判所判決の趣旨に照らして、政府に労災保険給付の免除をもたらす効果を有するものと判断すべきか否かを慎重に検討したところ、以下のとおりである。

ア 請求人と会社及びC課長との間に本件調停が成立するに至った経緯をみると、請求人は、平成〇年〇月〇日に労働審判手続申立書を地方裁判所に提出し、C課長による請求人に対するセクハラ行為が不法行為に当たる等として、逸失利益〇円、慰謝料〇円及び弁護士費用〇円の合計〇円（万未満切捨て）を求めたところ、会社が本件解決金として〇円、C課長が慰謝料として〇円を支払うことで合意に達しているものである。

イ 会社及びC課長は、本件調停内容に係る更正決定を申し出るか否かについて、本件調停条項には労災保険請求権も含むものと解しているとして、同申出を行ってはいない。

ウ 請求人は、本件調停において、労災保険の請求権を放棄したという点については異議を申し立てているものの、本件調停が真意に基づくものであったことについては否定していない。

エ 上記のとおり、本件調停は、労働審判手続という公の場において、当事者の真意に基づいて行われたものであり、請求人に支払われる金員は、「本件解決金」及び「慰謝料」との名目ではあるが、請求人は、逸失利益や弁護士費用を含めた額として〇円を請求した結果、〇円という額で合意し、その余

の請求を放棄するというところで調停に至るとの経緯をたどったものであり、同金員の性格については、請求人の逸失利益等を含めた妥結額であると判断することが相当である。

オ 上記最高裁判所判決は、賠償の額に関係なく、真意に基づく合意の成立によって賠償請求権は消滅し、政府は保険給付の責めを免れると判示しているところ、本件調停においては、逸失利益を含めた損害賠償を請求し、上記金額をもって調停が成立し、請求人と会社及びC課長との間に債権債務がないことを確認するとの本件調停条項に合意したものであり、上記判決の趣旨に照らすと、監督署長が保険給付の義務を免れると判断したことは妥当であると考えらる。

(4) 以上からすると、監督署長がした本件休業補償給付を支給しない旨の本件処分に誤りはなく、妥当なものであると判断する。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。